

赤い羽根共同募金 展開中です 皆さまのご協力よろしくお願いいたします

共同募金の三大疑問(?)にお答えします!

Q 募金なのにどうして目標額があるの?

A 共同募金は、民間が行う寄付金募集として、毎年、厚生労働大臣の告示により実施する“たすけあい”の運動です。昭和22年、戦後復興の一助となることを目的として始まった共同募金は、現在では皆さまがお住まいの地域の中でさまざまな福祉活動に役立てられています。皆さまの善意を適正に取り扱うために、寄付金の募集や配分方法などが「社会福祉法」で定められており、活動資金をあらかじめ把握して、計画的に募金を行わなければならないことになっています。募金は任意ですが、地域福祉を資金面で支えていくためにご協力をお願いします。

Q 集めた募金はどこで使われるの?

A ★茅ヶ崎市で集めた赤い羽根共同募金の7割は、茅ヶ崎市内の福祉活動に使われます。
●茅ヶ崎市社会福祉協議会を通じて、地区社会福祉協議会が行う地区の福祉活動へ
●茅ヶ崎市内の民間社会福祉施設(障害者施設や児童養護施設など)・団体へ
★募金の3割は、神奈川県内の福祉活動、ポストコロナ社会での生活困窮者支援活動や国内大規模災害時の災害ボランティア活動などに使われます。

Q 募金はどこでできるの?

A 赤い羽根共同募金は、街頭募金や自治会に依頼している戸別募金のほか、事務局やインターネットでも受付しています。
▼事務局で募金する 窓口 受付時間：8時30分～17時15分(土日・祝日・年末年始を除く)
▼インターネットで募金する 赤い羽根共同募金のホームページから募金を受付しています



12月からは年末たすけあい募金も始まります

年末たすけあい募金は、民生委員にご協力をいただき、茅ヶ崎市内の経済的にお困りの方や在宅で介護されている方への慰問金や、地域活動支援センターの活動費として配分いたします。皆さまのご協力をよろしくお願いいたします。

任意後見制度って何だろう?

相続・遺言・後見監督人・後見信託等について知りたい...



一人暮らしや高齢者世帯で判断能力に自信がなくなった時に備えておきたい。

判断能力に疑問がある親族のために、成年後見制度を説明してほしい...

こんな悩みや不安をお持ちの方必見!

市社協あんしんセンターからのご案内

どちらも先着順ですので、気になる方は是非お申し込みください!

通年開催 弁護士による無料成年後見相談

日時: 偶数月 第1水曜日
令和6年 12月4日/令和7年2月5日
場所: さがみ農協ビル2階 相談室
予約: 13:15～(40分間)5名(先着順)
*相談日前月の1日～相談日前日まで予約を受付けています。
*時間の指定はできません。
*土日祝日年末年始(12月29日～1月3日)は、受付できません。
対象: 市内在住者・市内在住者を支援する事業所や相談所等



先着順 あんしんセンター市民向け講座 知っておきたい! 備えておきたい!

相続手続き・遺言書の書き方

日時: 令和7年1月30日(木)
13:30～16:00
講師: 大野 美樹弁護士
(市社協法人後見アドバイザー)
対象: 茅ヶ崎市内在住・在勤・在学の方
やその親族、支援者等
内容: 相続手続きの具体的な内容、遺言書の書き方のポイント等の説明。
活用できる制度・社会資源等の情報提供。
人数: 50名(先着順)
会場: さがみ農協ビル5階 A会議室
(茅ヶ崎市新栄町13-44)
申込: 12月2日(月)から



大野 美樹弁護士

【お問合せ・お申し込み】社会福祉法人 茅ヶ崎市社会福祉協議会
市社協あんしんセンター (TEL)0467-85-1066

送迎ボランティア募集!

市社協では、身体障がいのため外出が困難な車いす利用者を対象に、車いすごと乗れる福祉車両を使用して、通院等の送迎をボランティアさんの協力を得て行っています。

あなたも送迎ボランティアになって、地域の福祉を支えてみませんか?
(市社協は、道路運送法における福祉有償運送の登録事業者です)

◎活動日・時間

月～金曜日の8時30分～17時でご都合の良い時間(祝日、年末年始は除く)
活動を希望される方、ご興味がある方は、担当までご連絡ください。
※月1回の活動でも大歓迎!無理のない範囲で活動いただけます。
※実際の運行に同乗することも可能です。
※安心して運行していただけるよう、操作など含め、職員が全力でバックアップします!

お問合せ 月～金曜日8時30分～17時15分(祝日、年末年始は除く)
TEL 0467-85-9650 (ハンディキャブ担当まで)

活動するにあたり、以下の①～③のすべてに当てはまる方を対象とさせていただきます。

- ①普通自動車免許を保持し、運転経験5年以上の方
- ②過去2年以内に運転免許停止処分を受けていない方
- ③国土交通省認定講習(1日間)を受講していただける方

※普通自動車2種免許をお持ちの方は講習が免除となります。
※講習費用は市社協で負担します。
※定年は80歳となります。
※自家用車をお使いいただく「個人送迎ボランティア」も大募集です!



障害者週間街頭キャンペーン

国は、障害者が差別されることなく、あらゆる活動に参加することができる社会の実現を目的として、12月3日(国際障害者デー)から12月9日(障害者の日)までの1週間を「障害者週間」と定めています。

市社協では、障害者週間中に下記の内容でキャンペーンを行います。是非、足を運んでください!

とき 令和6年12月5日(木)11時～12時(※配布終了次第終了)
ところ 茅ヶ崎駅周辺
内容 障害のある方が作成した啓発物品、啓発パンフレット等の配布